

市会議第 3 号

職員不祥事に関する調査特別委員会の設置について

地方自治法第 110 条及び京都市会委員会条例第 4 条の規定により，次のとおり特別委員会を設置する。

平成 20 年 3 月 25 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 卷野 渡

1 委員会の名称及び委員数

職員不祥事に関する調査特別委員会 15 人

2 付議事件

不祥事根絶に向けた京都市職員の意識改革の徹底と職場風土の刷新に関する事。

提案理由

不祥事根絶に向けた本市職員の意識改革の徹底と職場風土の刷新に関して，特別委員会を設置し，審査を行う必要があるため提案する。